

第1章 計画の基本的考え方

1 計画の背景と趣旨

我が国は、世界に類のない速さで高齢化が進み、平成19年（2007年）には高齢化率^{※1}が21%を超え、超高齢社会^{※2}に突入しています。

平成22年（2010年）10月1日現在、本市の高齢化率は、19.6%で、全国平均の23.0%に比べ低くなっているものの、年々上昇を続けています。そして、高齢化の進展などを背景に、ひとり暮らし高齢者等の世帯が増加するとともに、寝たきりや認知症など、介護を必要とする高齢者が増えています。

今後、団塊の世代が高齢期に入ることによる高齢化のピークに備え、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされ、その実現に向け、国は平成23年（2011年）6月に介護保険法の一部改正を行ったところです。

本市では、平成21年（2009年）3月に「茨木市高齢者保健福祉計画（第5次）・介護保険事業計画（第4期）」（以下、「前計画」という。）を策定し、健康づくりや介護予防、生きがいくりのほか、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活が継続できるよう介護保険事業の円滑な運営や認知症対策に取り組んできました。また、日常生活圏域^{※3}ごとの地域包括支援センターの設置や地域で支え合う体制の整備など、高齢者の保健福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。

今回、前計画による取組を評価したうえで、超高齢社会の諸問題に対応できるよう、今後3年間の高齢者保健福祉施策や介護保険事業運営の方向性・取組内容を明らかにするとともに、市民や関係団体、事業者と行政が協働することにより、関連施策を円滑に推進していく指針として、茨木市高齢者保健福祉計画（第6次）・介護保険事業計画（第5期）（以下、「計画」という。）を策定するものです。

※1 高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合

※2 超高齢社会

高齢化率が21%を超えた社会のこと。

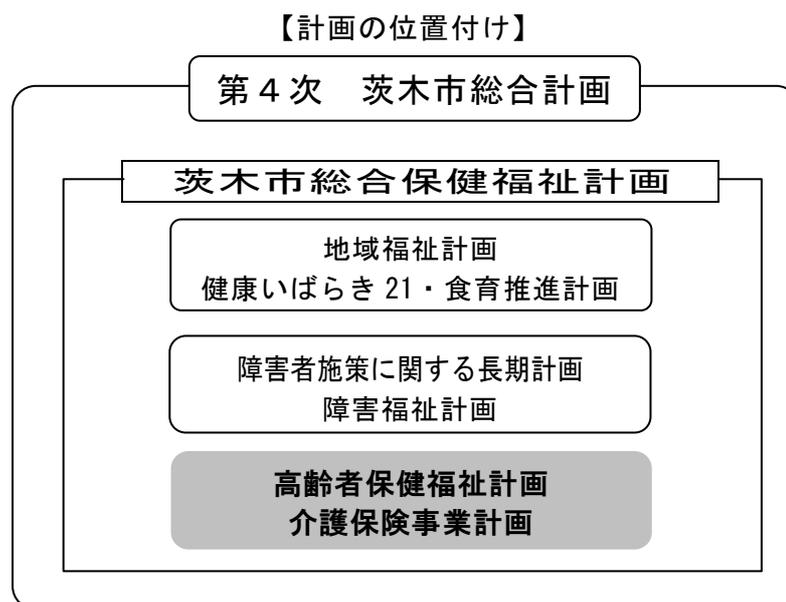
※3 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で介護保険サービスを受けられるよう設定した区域

2 計画の位置付け及び性格

(1) 計画の位置付け

この計画は、本市のまちづくりの上位計画である「第4次茨木市総合計画」の部門別計画として、「こころすこやか『福祉充実都市』の実現」に向けて、高齢者の総合的な保健、福祉、介護の施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものとします。また、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年(2015年)を見据え、高齢者保健福祉計画(第4次)・介護保険事業計画(第3期)策定時に定めた目標達成のための計画とします。



(2) 計画の性格

この計画は、高齢者保健福祉計画^{※4}と介護保険事業計画を一体的にまとめた計画であり、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険事業計画は、介護保険法第116条に規定する基本指針に即し、同法第117条に基づき策定します。

また、介護保険法において、介護保険事業計画は、「老人福祉計画と一体のものとして策定されなければならない」とされ、また、「社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画その他の法律の規定による計画と調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

したがって、本計画は、前計画の考え方を引継ぎ、「茨木市総合保健福祉計画」の高齢者を対象とした保健福祉施策及び介護保険事業を包含した計画として、社会福祉法に基づく地域福祉計画をはじめ、健康増進法に基づく健康増進計画(健康いばらき21)、その他関連計画との整合性を図り策定します。

※4 高齢者保健福祉計画

旧老人保健法に基づく老人保健計画の理念を引継ぎ、老人福祉法に基づく老人福祉計画と一体的にまとめたものです。

5 計画の進行管理

計画の進行に当たっては、施策に対する市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会」が引き続き計画の進行管理を行います。

懇談会では、各サービスの整備、利用状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。

また、協議内容等については、市民への情報提供に努めます。